

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十七号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成十一年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 市町が法第九条第十一項に規定する認定基本計画の公表をした日(当該公表をした日が平成二十四年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)(第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。</p> | <p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 市町が法第九条第十項に規定する認定基本計画の公表をした日(当該公表をした日が平成二十四年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)(第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。</p> |

2 略

2 略